

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		新潟県 見附市					
プ ラ ン の 名 称		見附市立病院経営改善計画					
策 定 日		平成 22 年 2 月 26 日(変更)					
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 25 年度					
病院の現状	病 院 名	見附市立病院					
	所 在 地	新潟県見附市学校町2丁目13番50号					
	病 床 数	一般病床 94床					
	診 療 科 目	内科・神経内科・外科・整形外科・脳神経外科・放射線科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		見附市立病院は、見附市内に病院が欲しいという市民の願いから設立された病院であり、市内で唯一の入院のできる病院、救急告示を受けた病院であることから、地域医療を確保する上で欠かすことのできない病院である。 また、見附市では保健・医療・福祉の有機的な連携のもと市民サービスの提供ができるよう「医療・福祉の里」の建設を進めてきた。見附市立病院はその中心施設として治療やリハビリはもとより健康づくり・予防医療にも重点をおいた医療を提供する。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院建設に係る起債の元利償還金の2/3。</li> <li>○救急医療に関する経費として交付税算入された全額。</li> <li>○OCT、MRI、その他高度医療機器の維持管理に関する経費の全額。</li> <li>○不採算地区病院の運営に関する経費として交付税算入された全額。</li> <li>○医師及び看護師等の医療の質の向上のための図書等の購入や研修会等に参加する経費の 1/2。</li> <li>○共済追加費用の負担額に係る経費の全額。</li> <li>○基礎年金拠出金に係る公的負担額に係る経費の全額。</li> <li>○児童手当に要する経費の全額。</li> </ul>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	93.1	95.5	97.0	97.9	98.5	
	医業収支比率	89.4	97.9	91.6	92.8	94.2	
	職員給与費比率	53.6	54.4	53.0	52.6	52.4	
	病床利用率	78.9	78.6	79.8	80.8	81.8	
上記目標数値設定の考え方		<p>病院事業会計を病院分と介護老人保健施設分とに分けて、病院事業分について目標数値を設定した。医業収益に救急医療分負担金を含め、職員給与費から報酬、児童手当の額を除いており、消費税は含んでいない。 許可病床数は、94床としている。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:平成25年度)</p>					

				団体名 (病院名)	新潟県 見附市 (見附市立病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考	
平均在院日数	20.0	19.5	19.5	19.5	19.5		
外来患者延数	48,879	45,170	48,800	48,800	48,800		
入院患者延数	28,593	28,760	28,830	29,200	29,560		
救急搬送受入件数	513	568	570	570	570		
経営効率化に係る計画 数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	業務委託契約について、競争入札により業者を決定し、また複数年契約とすることによって経費の節減を図る。					
	事業規模・形態の見直し	病床の機能の見直しを行い、亜急性期入院医療管理料、重症者等療養環境特別加算を算定できるように病床数を減少する。					
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成20年度から祝日等出勤手当の廃止により年間50万円の経費削減。</li> <li>○平成21年度から正職員を臨時職員に置き換えることにより年間200万円の経費削減。</li> <li>○平成20年度から入札制度を導入したことにより年間330万円の経費削減。</li> <li>○平成20年度、21年度に企業債の繰り上げ償還をすることにより平成21年度の支払利息は1,180万円の減、平成22年度は4,260万円、平成23年度3,990万円の減となる。</li> <li>○フレックス導入による時間外手当の削減。</li> </ul>					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年12月から看護基準を13:1から10:1に変更した。年間6,000万円の増収見込み。</li> <li>○平成21年5月か6月から亜急性期病床の導入予定。年間450万から900万円の増収見込み。</li> <li>○平成21年度から食堂加算、退院時リハ指導など診療報酬の加算の見直しにより年間200万円の増収見込み。</li> <li>○CT、MRIの受託検査の増加により年間50万から150万円の増収見込み。</li> <li>○平成21年度に地域医療連携室を設置による入院患者の増加を図る。</li> <li>○形成外科の外来・手術、禁煙外来に伴う収入の増を図る。</li> </ul>					
	その他						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	76.10%	19年度	78.90%	20年度	78.60%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	亜急性期入院医療管理料、重症者等療養環境特別加算の算定を進めるなかで病床数を削減する。経営改善が進んだ時点で、入院患者の療養環境の改善のための病棟の増改築を行う。					

団体名 (病院名)	新潟県 見附市 (見附市立病院)
--------------	---------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	二次医療圏内の公立病院は、見附市立病院を除いては、長岡市に県立精神医療センター(精神400床)、柏崎市に独立行政法人国立病院機構新潟病院(一般350床)があり、公的病院として長岡赤十字病院(一般689床、結核30床、伝染10床)、長岡中央総合病院(一般531床)、栃尾郷病院(一般120床)、刈羽郡総合病院(一般440床)がある。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	公立・公的病院のそれぞれの役割を明確化し、機能分担・連携を推進する。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年度～	<内容> 見附市立病院が属する中越医療圏において、一般病院である公立病院は当該病院1病院であるが、上記「都道府県医療計画等における今後の方向性」のとおり、公立・公的病院のそれぞれの役割を明確化し、機能分担・連携を推進する。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成22年4月1日から地方公営企業法の全部適用。	<内容> 地方公営企業法の一部適用から全部適用とすることとで経営責任の明確化を図るとともに柔軟な経営を行うことができるようにする。平成21年度中に準備をして平成22年度から全部適用とする。	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	見附市病院事業運営審議会を設置しており、毎年事業の状況、決算の状況を報告して病院事業全般について審議していただいている。平成21年度決算からは経営改善計画に対しての進捗状況についても報告し審議していただく。また進捗状況は、病院ホームページや病院広報誌、市広報誌等を通じて市民へ公表する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年8月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	見附市立病院
--------------	--------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分							
取 入	1. 医 業 収 益 a	1,378,076	1,440,257	1,467,066	1,524,354	1,548,882	1,571,427
	(1) 料 金 収 入	1,328,836	1,386,112	1,432,164	1,451,249	1,476,588	1,499,133
	(2) そ の 他	49,240	54,145	34,902	73,105	72,294	72,294
	うち他会計負担金	25,300	25,300	25,300	36,294	36,294	36,294
	2. 医 業 外 収 益	229,765	173,008	243,024	193,951	153,976	140,156
	(1) 他会計負担金・補助金	214,845	155,916	195,911	182,311	142,401	128,581
	(2) 国(県)補助金	0	0	1,553	0	0	0
	(3) そ の 他	14,920	17,092	45,560	11,640	11,575	11,575
	経 常 収 益 (A)	1,607,841	1,613,265	1,710,090	1,718,305	1,702,858	1,711,583
	支 出	1. 医 業 費 用 b	1,593,748	1,611,728	1,668,563	1,663,607	1,668,272
(1) 職 員 給 与 費 c		767,284	772,781	798,202	807,187	815,009	822,848
(2) 材 料 費		494,849	504,920	514,764	525,000	517,280	512,960
(3) 経 費		213,363	214,774	232,089	219,483	219,483	219,483
(4) 減 価 償 却 費		112,672	114,956	116,012	105,000	110,663	106,931
(5) そ の 他		5,580	4,780	7,496	6,937	5,837	5,837
2. 医 業 外 費 用		126,764	121,725	122,068	107,233	71,773	69,512
(1) 支 払 利 息		88,473	84,709	80,734	64,689	29,479	27,468
(2) そ の 他		38,291	37,016	41,334	42,544	42,294	42,044
経 常 費 用 (B)		1,720,512	1,733,453	1,790,631	1,770,840	1,740,045	1,737,571
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	▲ 112,671	▲ 120,188	▲ 80,541	▲ 52,535	▲ 37,187	▲ 25,988	
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	0	0	0	0	0	0
	特別損益(D)-(E) (F)	0	0	0	0	0	0
純 損 益 (C)+(F)	▲ 112,671	▲ 120,188	▲ 80,541	▲ 52,535	▲ 37,187	▲ 25,988	
累 積 欠 損 金 (G)	▲ 281,390	▲ 401,577	▲ 482,118	▲ 534,653	▲ 571,840	▲ 597,828	
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	804,899	454,748	620,967	773,217	768,962	734,706
	流 動 負 債 (イ)	79,332	91,859	79,336	75,154	112,822	115,490
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)	0	0	0	0	0	0
差引不良債務 [(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ) (オ)	▲ 725,567	▲ 362,889	▲ 541,631	▲ 698,063	▲ 656,140	▲ 619,216	
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	75,926	362,678	178,742	156,432	41,923	36,924	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	93.5	93.1	95.5	97.0	97.9	98.5	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	▲ 52.7	▲ 25.2	▲ 36.9	▲ 45.8	▲ 42.4	▲ 39.4	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	86.5	89.4	87.9	91.6	92.8	94.2	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	55.7	53.7	54.4	53.0	52.6	52.4	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)	▲ 725,567	▲ 362,889	▲ 541,631	▲ 698,063	▲ 656,140	▲ 619,216	
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$	0	0	0	0	0	0	
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金 不足比率	0	0	0	0	0	0	
病 床 利 用 率	76.1	78.9	78.6	79.8	80.8	81.8	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	見附市立病院
--------------	--------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
取 入	1. 企業債	0	0	0	920,000	0	0
	2. 他会計出資金	0	0	0	0	0	0
	3. 他会計負担金	45,150	47,669	171,676	46,216	54,945	56,287
	4. 他会計借入金	0	0	0	0	0	0
	5. 他会計補助金	0	0	0	0	0	0
	6. 国(県)補助金	0	0	2,160	0	0	0
	7. その他	0	0	0	0	0	0
	収入計 (a)	45,150	47,669	173,836	966,216	54,945	56,287
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0
	前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0
純計(a)-(b)+(c) (A)	45,150	47,669	173,836	966,216	54,945	56,287	
支 出	1. 建設改良費	57,706	30,384	69,417	34,350	40,000	40,000
	2. 企業債償還金	67,739	71,503	257,514	990,650	82,418	84,430
	3. 他会計長期借入金返還金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	0	0	0	0	0	0
支出計 (B)	125,445	101,887	326,931	1,025,000	122,418	124,430	
差引不足額 (B)-(A) (C)	80,295	54,218	153,095	58,784	67,473	68,143	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	77,548	52,772	149,789	57,149	65,569	66,239
	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0	0	0
	3. 繰越工事資金	0	0	0	0	0	0
	4. その他	2,747	1,446	3,306	1,635	1,904	1,904
計 (D)	80,295	54,218	153,095	58,784	67,473	68,143	
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支	(84,766)	(28,978)	(2,900)	(63,920)	(63,920)	(63,920)
	240,145	181,216	221,211	218,605	178,695	164,875
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	45,150	47,669	171,677	47,097	54,945	56,287
合計	(84,766)	(28,978)	(2,900)	(63,920)	(63,920)	(63,920)
	285,295	228,885	392,888	265,702	233,640	221,162

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。